

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

「契約」ってなんでも 成立してしまうの？

6月号では、消費者にとっては身近な存在である「契約」について紹介しました。民法では、契約の無効や成立後の取消しができる場合を定めています。

契約が無効となる場合

- ①意思能力のない人が行った契約です。過去に、認知症の人が、自分の住む家がなくなってしまうことを理解できないまま、自宅の売買契約を結んでしまい、後に契約が無効となった例があります。
- ②公序良俗に反する契約です。一般的な秩序や倫理から逸脱した契約は無効となります。
- ③消費者の利益を不当に害する契約です。例えば、料理教室の主催者が参加者に対して、けがをしても一切補償をしない場合などです。

契約の取消しができる場合

- ①未成年者が行った契約です。原則として法定代理人（親権者など）の同意が必要ですが、同意がない契約は、一定の場合を除いて取り消すことができます。
- ②不当な勧誘で申し込みをさせられた契約です。例えば、事業者に帰ってほしい意思を示しても居座り続け、仕方なく契約してしまった場合などです。
- ③重大な勘違い（錯誤）による契約です。例えば、契約書に土地の価格が「1,000万円」と記載してあるものの、買主は「100万円」と記載してあると思い込んで契約してしまった場合などです。

ただし、上記に該当する場合でも、契約内容や締結過程の事情によっては、無効にならないまたは、取り消しできないことがあります。おかしいと思うことや不明な点があれば、お気軽に消費生活センターなどへ相談してください。

● 渋川市消費生活センター ☎22-2325

月～金 午前9時～午後4時（祝日、年末年始を除く）

● 群馬県消費生活センター ☎027-223-3001

● 消費者ホットライン ☎188

町ホームページはこちら▶

